

狭山市立第一学校給食センター更新事業  
入札説明書等に関する第二回質問・回答

狭 山 市

平成19年6月20日

狭山市立第一学校給食センター更新事業の入札説明書等に関して、平成19年5月25日(金)から平成19年6月1日(金)までの間に受け付けた質問に対して回答したものです。

寄せられた質問は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、事項別の分類及び記載位置については、市で整理しています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 要求水準書に関する質問

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	)	項目等	質問内容	回答
1			7	2	1	1			前提条件	<p>回答 50で事業用地を学校敷地と分筆する予定とありますが、これが都計法29条の開発許可を必要とする「開発行為」に該当しないことが、開発指導課に判断されていますでしょうか。柏原については築山の移転ともなう、切土は「開発行為」に該当するのでしょうか。前述、等の理由で本事業が29条の開発許可を必要とする場合、当該地が市街化調整区域のため「給食センター」を建てるために34条の何号に該当しているとお考えでしょうか。仮に入間川が開発にかかる場合敷地が3000㎡を超えるので、3%の提供公園が必要ですが、これは但し書きにより設置しないとしてよろしいですか。</p>	<p>及び 開発許可手続きの対象とならないことを確認しております。「開発行為の許可」を要しない開発行為であると確認しております。</p> <p>本市の宅地等の開発に関する指導要綱及び埼玉県制定の諸基準等を遵守願います。</p> <p>入札説明書に関する質問 3を参照願います。</p>
2	本編		7	2	1	1	(2)		地域区等	<p>柏原小学校の市道E第494号線の拡幅工事に関して、第1回の質問回答では「北側の駐車場敷地を削って拡幅予定です。」との回答ですが、北側の駐車場が無い部分(擁壁になっている部分)については、拡幅しないとの判断で宜しいでしょうか。市道E第494号線の拡幅状況は施設整備費に大きく影響しますので、明快な御回答をお願い致します。</p>	<p>当該拡幅工事の計画予定図を添付します。</p>
3	本編		7	2	1	1	(2)		地域区等	<p>柏原市道E494号線の拡幅について「可能な範囲」の明示をお願いします。特に柏原保育園北西角地部分について拡幅、すみきり等の計画は、ありますでしょうか。この部分について拡幅がない場合、工事車両出入りのため、工事期間中、用地の借用は可能でしょうか。</p>	<p>前段:前出 2参照 後段:借地については、想定していません。当該拡幅工事の施工により、その必要性は無くなるものと考えています。</p>
4			7	2	1	1	(2)		地域地区等	<p>【第1回質問・回答NO.3・NO.117】 市道E第494号線の事業予定地に面した部分は北側駐車場敷地を削って拡幅予定とのご回答がございましたが、変更箇所新旧対比表では「敷地内に駐車場を確保できない場合には、北西側市道E第494号線脇の駐車場を利用する計画(中略)としてもよい。」と記載がございます。既設駐車場廻りの道路拡幅プランは事業者の提案内容により決定されると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>前段:道路拡幅の設計は、市が実施済みです。その内容も踏まえ、市道E第494号線脇の駐車場を利用することにより敷地内に駐車場を計画しないことを許容するものです。 後段:前出 2を参照願います。</p>
			54	6	3			給食配送・回収業務	<p>また、事業予定地前より柏原公民館前系由、県道鯨井・狭山線に至るまで市道E第494号線の拡幅範囲のご予定を図面にてご提示ください。</p>		
5			9	2	1	1	(5)	iii)	提供食数	<p>第1回質問への貴市回答No.6の主旨は、「柏原センターは3,640食の供給能力を備えるべき」と受け止められますが、正しいでしょうか。正しいのであれば、要求水準として「3,500食」と記載されていることとの整合はどのように理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書の8頁で、柏原給食センターについては3,500食を無理なく供給できる規模とすることを求めています。その要求水準の範囲内として、実際の供給能力としては、平成21年度の想定提供食数を考慮した計画とすることを求めたものです。</p>

狭山市立第一学校給食センター更新事業 要求水準書に関する質問

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)		項目等	質問内容	回答	
6			9	2	1	1	(5)	)	提供食数	【第1回質問・回答NO.6】 柏原給食センターの提供食数は平成21年度予測数(3,640食)を前提とするとご回答がございましたが、提供食数増加に伴い、ご予算、厨房器具数等の変更指示はございますでしょうか。	変更を指示する考えはありません。既述の厨房器具数等の内容で対応いたします。	
7			9	2	1	1	5	iii	提供食数	第一回質問・回答において、柏原給食センターの食数は平成21年度予測数3640食を前提としての提案と理解しましたが、学級数については資料18の表の通りと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
8			11	2	1	2	(4)	)	仕上計画	【第1回質問・回答NO.12】 「(前段略)運転手が外部から出入りする際の準備室にはエアシャワーを設ける。」とのご指示がございましたが、これは必須条件でしょうか。	お見込みのとおりです。	
9			14	2	1	5	1	2	電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備	電話設備において内線電話設備について記載がありますが、外線電話の設置は不要と考えてよろしいでしょうか、また、設置が必要となる場合貴市として必要とされる回線数、仕様等をご教示願います。	新給食センターそれぞれに、音声用3回線、ファックス用1回線、合わせて4回線程度を、移設又は新設予定と、お考え下さい。	
10			15	2	1	5	2	1	iii	空調設備	第一回質問・回答、No30において、市職員業務時間が8:30～17:00と示されておりますが、この時間はあくまで市職員業務時間であり、事業者はこれを越えて業務を行なうことは可能との考えでよろしいでしょうか。また、無人状態においても自動コントロールによる機器の作動があってもよろしいでしょうか。	前段:空調設備機器の稼働・運転時間については、可能な限り市職員の通常の業務時間(8:30～17:00)に合わせた運用を心掛けて頂きたいと考えますが、これを絶対に超えてはならないという訳ではありません。 後段:空調設備機器の無人運転については、必要最低限の範囲とお考えください。詳しくは、「運営業務計画書」の策定の過程で協議し、明記することとします。
11			16	2	1	5	(3)	)	排水設備	【第1回質問・回答NO.40】 「雨水とは建物にかかる雨水と解釈してよい。」とのご回答がございましたが、これは建物屋根部の降雨分のみ浸透対策を行なえばよいと理解して宜しいでしょうか。	敷地内雨水については、「開発事業における雨水対策」に則って、浸透対策を行ってください。	
12			16	2	1	5	(3)	)	排水設備	【第1回質問・回答NO.42・NO.50】 雨水浸透については「狭山市宅地等の開発に関する指導要綱」、「狭山市開発事業における雨水対策」等の基準に準じるとのご回答がございました。 NO.50では事業予定地を学校敷地から分筆する予定とのご記入がございました。 今回事業はBTO方式のため「開発行為」に該当するのでしょうか。同行為に該当しない場合の雨水対策は抑制方式のみを前述の基準を参考とし、可能な限り敷地内処理を行なうと理解して宜しいでしょうか。	前段:開発許可手続きの対象ではありませんが、狭山市宅地等の開発に関する指導要綱の内容を遵守してください。 後段:お見込みのとおりですが、狭山市宅地等の開発に関する指導要綱の内容を遵守してください。	
			18	2	1	6	(1)	)	上水道			
13			17	2	1	5	(4)	)	その他設備	【第1回質問・回答NO.47】 施設内からの雑排水の排水にあたっては蓋付の排水溝を採用するという意味でしょうか。質問にあるとおり配管接続としてはいけないでしょうか。	要求水準書は、敷地内(施設外)の排水に必ず蓋付の排水溝を採用するという趣旨を言ったものではありません。施設内との接続に際し確実に昆虫・鼠族等の侵入対策を行って頂きたいとの趣旨です。従って、配管接続も可能です。	

狭山市立第一学校給食センター更新事業 要求水準書に関する質問

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	)	項目等	質問内容	回答
14			18	2	1	6	(1)	)	排水設備	『敷地東側の公共下水本管(250 )に接続すること』とありますが、狭山市役所下水道業務課より下水台帳のコピーを頂き確認したところ、本管は敷地東側前面道路までは至っていません。下水本管を前面道路まで延長されることを狭山市と協議済みであることを前提に考えて宜しいでしょうか。	そのようにお考え頂いて構いません。
15			18	2	1	6	(1)	)	排水設備	上記の場合、事業者負担となるのは敷地最終桝と本管との接続のみで、下水本管の延長工事は狭山市の負担と考えて宜しいでしょうか。	事業者負担は、敷地内の排水設備の設置費用となります。
16			25	2	2	2	(1)viii)	)	築山、畑移設	築山移設工事について、築山の規模が縮小されることから相当量の残土が見込まれますが移設後の残土処分は築山移設工事として本事業に含まれるものでしょうか。	お見込みのとおりです。
17			25	2	2	2	(1)	)	外構	【第1回質問・回答NO.77・84】 屋外消火栓についての質問に対し、「事業予定地の公道上に配備するもので、市の受託工事～(中略)当該の負担見込み額100万円(税抜き)を提案価格に含める。」とのご回答がございます。 屋外消火栓ではなく「公設消火栓」と理解して宜しいでしょうか。 また、公設消火栓の設置は市が消防から受託した工事であり、今回事業に含めると考えて宜しいでしょうか。 その場合、提案価格のご提示のほかに具体的設置場所を図面にてご提示ください。	お見込みのとおりです。 具体的な設置場所については、消防署と協議の上、決定します。
18			25	2	2	2	(4)	)	駐車場	相原給食センターについては、北西側市道E第494号線脇の駐車場を利用する計画も可能となりましたが、使用料等は発生しますか。また、同駐車場を利用に関して加点項目審査に影響することはありますか。	前段:市の庁用車及び施設来客用のため、使用料は発生しません。 後段:施設計画と含め、総合的に評価するため、影響する可能性はあります。
19			25	2	2	2	(4)	)	駐車場	前回の「要求水準書に関する質問」No.90にて、事業者の使用する業務用車両について質問しましたが、通勤用車両についての回答である「要求水準書(案)に関する質問」No.67を参照するという回答でしたので、再度質問いたします。事業者の使用する業務用車両1台程度については、敷地内に確保できれば、給食センター内への駐車可とさせていただくことは出来ないでしょうか。	必要に応じ、それぞれの敷地毎に、業務用であることが明らかな社用車1台に限り、敷地内の駐車可とします。
20			44	5	3	2		)	定期保守 点検業務	第1回質問に対する回答No103で”除菌効果のあるものと考えています”とありますが、除菌効果のあるフィルターのグレードを御提示下さい。	事業者の提案に委ねます。
21			44	5	4	1		)	什器・備品等 の管理業務	第1回質問・回答の 104で什器・備品等の更新・修繕については・・・ 「お見込みのとおりです。」とありましたが、資料12リストにある生徒用・検収用・調理用のすべとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22			44	5	4	1		)	什器・備品等 の管理業務	第1回質問・回答の 104で什器・備品等の更新・修繕については・・・ 「お見込みのとおりです。」とありましたが、資料12リストにある強化磁器食器も含まれるのでしょうか。含まれるのであれば、磁器食器の修繕はありえないので更新ということでしょうが、想定されている破損率をご教示ください。	前段:含まれます。 後段:食器により破損率が異なるため、提案に委ねます。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 要求水準書に関する質問

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)		項目等	質問内容	回答
23			44	5	4	1			什器・備品等の管理業務	第1回質問・回答の 104で什器・備品等の更新・修繕については「お見込みのとおりです。」とありましたが、資料12リストにある強化磁器食器の更新には破損分は含まず、自然損耗分のみ更新との理解で宜しいでしょうか。または、一定の更新時期を共通設定して頂けませんか。	前段:通常発生が見込まれる破損及び自然損耗分です。 後段:ご提案の食器にあわせた更新時期をご提案ください。 なお、資料12は、要求水準書P39第4章第2節に記載してあるとおり、提案内容に合わせ、数量、品目、メーカーをご提案ください。
24			46	5	7				清掃業務	長期休暇中(夏休み等)に厨房内において日常できない清掃を行いますが、日数・人数の指定はあるのでしょうか、ご教示ください。	特にありません。
25			47	5	7	2			特別清掃業務	外壁・外部建具・窓ガラス等の清掃等、年1~2回程度とありますが、外壁清掃に関しては、少なくとも年1回、実施する必要があるのでしょうか？	外壁清掃については、事業者の提案に委ねます。外部建具・窓ガラスについては、年1~2回程度清掃する必要があります。
26			47	5	7				廃棄物管理業務	調理で使用する基礎調味料(醤油等)の容器は、どのような物(ビン缶・ペットボトル・ポリ容器等)で年間使用量についてご教示下さい。	ピンは、清酒、ぶどう酒の白・赤、いずれも1.8の容器で、それぞれ1,061本・645本・287本です。ペットボトルは、ウスターソース、みりん、それぞれ2.0・1.8の容器で、553本・1,008本です。ポリ容器は、醤油、9.0の容量で、870本です。(平成18年度の消費実績)
27			49	6					運営業務	業務時間について明記がありませんので、提案者によると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、可能な限り市職員の通常の業務時間(8:30~17:00)に合わせた運営を心掛けて頂きたいと考えます。
28			52	6	2				給食調理業務	野菜などの納品は前日と言うことですが、時刻等決まっているのでしょうか。	当日納品は午前8:30~9:00、前日納品は午前9:00~10:00です。
29			52	6	2				給食調理業務	各食材の当日納品時刻について、第一回質問・回答にて示されておりますが、前日納品食材はどのようなものがあるのかご教示ください。また、収容容量等のデータがございましたらあわせてご教示ください。	ニンジンやじゃが芋などの根菜類や冷凍食品が主なものです。なお、当該の前日納品の食材の収容容量等のデータは、ありません。
30			54	6	2		(9)		配食	質問回答 114、回答について「…… 54をご参照ください。」と回答がありますが、番号が違う様に思います。ご確認いただけないでしょうか、お願い致します。	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見に対する回答(2月27日公表)の要求水準書(案)質問 131に訂正いたします。
31			54	6	2		9		配食	第1回質問・回答の 112で前々日に納品されるとありましたが、納品時間をご教示ください。また、その時間は運用開始時期までに、協議の上変更は可能でしょうか。	可能ですが基本的に午前中になります。納品時間は、午前9:00~10:00です。
32			54	6	3				運搬車の駐車場用地	現在稼働中の第一学校給食センターの運搬車は同センター敷地内の車庫に駐車されていますが、本事業においても運搬車を同様に駐車することは可能ですか。あるいは運搬車の駐車場用地として利用可能な市有地はございますか。	敷地内の駐車は可能です。 また、車庫を設けるかどうか等は、工事費、緑化率等を勘案の上、ご提案ください。
33			54	6	3				給食配送・回収業務	市道E第494号線の幅員は平成19年度中(予定)とのことですが、今回検討するあたり道路幅員は幅員された巾でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34			54	6	3				給食配送・回収業務	回収車出発時間が午後1時30分とのご指示ですが、配膳員の勤務時間内の2時まで(30分以内)回収する為には、回収時のみ増車することが必要になります。学校分の回収車の用意が条件でしょうか。	回収は事業者の業務範囲であり、配膳員の勤務時間との関係性を考慮する必要はありません。(配膳室の外部からの解錠、施錠を含め回収は事業者が行うものであり、配膳員がいなくとも、支障は生じないと考えるものです。)

狭山市立第一学校給食センター更新事業 要求水準書に関する質問

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	項目等	質問内容	回答	
35			54	6	3			給食配送・回収業務	配車・車種・積載重量の選定について、食材・食器類(強化磁器)を混載配送の条件となっておりますが、学校によっては貴市指定3t以下では、過積載になると思われます。その場合、各社提案における選定車輛と積載荷重、使用台数の整合性について、貴市にて法令違反が無いことを、ご確認頂けるのでしょうか。また各社提案書にてを法令違反が無いように掲示方法・記載方法を統一して頂けないでしょうか。	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見に対する回答(2月27日公表)の要求水準書(案)質問 138において、食器・食缶の事前配送の可否についてお問い合わせがありましたが、これについては、配膳員の勤務時間の変更を生じさせないため、不可との回答をいたしました。これは、1校分を必ず1台で配送することを義務付けているものではなく、また、複数台で配送することは、配膳員の勤務時間に影響を与えないことから、過積載の生じない配送計画が可能であると判断しているものです。従いまして様式等の変更は、いたしません。	
36			56	6	3		3	1	本施設への回収時間	5月25日の回答によると、概ね13:45頃から回収を開始するとなると考えられますが、そうすると配膳員の勤務時間に配慮すると、ピストン輸送は不可能と考えられます。貴市では配送車両を何台を想定しているのでしょうか。	前出No.34を参照願います。
37			57	6	4				残滓処理	学校から回収した残食の計量は、総量でよろしいのでしょうか、又は各献立ごとでしょうか、ご教示下さい。	要求水準書P57では、「毎回、学級毎に計量、記録すること。」になっています。本市としては、学級毎を基本に、各種調査の要請に応じて、各食缶毎の計量も必要となる場合(学期に1回程度)もあるので、こうした計量にも対応できるよう配慮してください。
38		資料12							炊き込みご飯の食缶については別途調達することという回答(要求水準書に関する質問No.131)がありました。通常の食缶において炊き込みご飯の必要な容量が確保される提案(一部の食缶の容量を要求水準よりも大きくするなど)であれば、別途専用の食缶を調達する必要はないという考えでよいでしょうか。炊き込みご飯実施時でも使用する食缶数は合わせて4つ以内と思われますので、通常の食缶と兼用を行うほうが、コスト面や保管スペースの有効活用の観点からも、合理的と考えられます。	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答(5月25日公表)の要求水準書に関する質問 131の回答を次のように訂正します。 「通常の食缶を使用しています。炊き込み用のものは、ありません。」 将来的にも、要求水準書の資料12「什器・備品等リスト」中の汁食缶13用で対応可能と考えますが、食缶の細部の仕様変更等のご提案は可能です。その際、配送時のトータル重量や配送コンテナの容量さらには保管スペース等に留意され、ご提案ください。	
39		10							学校給食の献立サンプル	献立サンプルの使用食材について狭山市のホームページを確認したところ、現在は、皮むき野菜も使用しているようですが、本件についても使用する食材の形態については、現状どおりと考えてよろしいでしょうか。また、使用前日に納品される食材の納品時間は、すべて午前中でしょうか。午後に納品されるものはありませんでしょうか。また、契約後の協議により、使用前日に納品されるものは午後にしていただくことができますでしょうか。	皮むき野菜は、使用しません。 また、納品は、基本的に午前中で、乾物などの月間納品は、午後納品です。
40		11							必須諸室リスト	洗浄室が汚染区域のみにあり、非汚染側には洗浄室(出口)の明記がございません。これは学校給食衛生管理の基準に示す「別紙1『汚染作業区域と非汚染作業区域の区分の基準』の洗浄室の区域の扱い、及び「別添」『望ましい施設設備の配置例』とは異なると思われませんが、お考えをご教示ください。	お見込みのとおりです。洗浄室(出口)部分(洗浄後の部分)は、非汚染区域としてください。
41		12							什器・備品等リスト	第1回質問・回答の 131で炊き込みご飯の食缶を別途調達してください。とありましたが、資料12リストより増加した分、予定価格の増加もありますか。	前出 38を参照願います。
42		資料16					(1)		特別清掃業務	地下タンク及び埋設配管等の清掃とは、具体的にどのような作業を行うのでしょうか。また、どのような種類の配管を対象とするのでしょうか。	地下タンク等の加圧検査の際のタンク内のふき取り清掃を想定しますが、具体的には、事業者の提案する施設に応じ、関連法令に従い実施するものです。